

規制影響分析書(様式)

規制の名称	海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術的条件		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 電話番号: 03-5253-5816 e-mail: t-hiroe@soumu.go.jp		
評価実施日	平成17年10月12日		
規制の内容・目的	<p>・海上分野において、運航中の船舶内における旅客等を対象に、海上・陸上間の高速かつ大容量のデータ通信に対するニーズが世界的に高まっている。このようなニーズを受け、平成15年6月に開催された世界無線通信会議2003(WRC-03)において、高速・大容量の通信を行うことができる「船上地球局」について検討を行い、固定衛星業務の人工衛星局と通信することが可能となった。このような経緯を踏まえ、我が国においても海上における高速・大容量通信の行う携帯移動地球局を開設する際の技術的条件を明確化するため、国内法令等を整備するものである。</p>		
	根拠条文	電波法第38条他	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術基準を設定しない	
	◆選択肢2:	海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術基準を設定する	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	無線機器の標準化による電波の能率的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準を設定しないことにより、技術的条件の異なる無線システムの混在が発生し、電波の能率的な利用が行われぬおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各無線局のシステムが同一なものとしてとらえられることにより、必要となる設備等が明確化される。また、国際的な共通周波数割当との整合性の確保が容易となる。 ・技術基準を設定することにより、技術的条件の異なる無線システムの混在が避けられることになり、電波の能率的な利用に資するとともに、他局への混信妨害の発生可能性を低減することもできる。
	免許手続きの合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・無線設備に係る技術的条件について、他の無線局への干渉可能性等個別に審査が必要となり、審査に時間を要することとなる。 ・個別に無線設備に係る技術的な審査及び無線局検査が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に技術的な審査を行う必要がなくなり、審査時間等が軽減化される。 ・技術基準適合証明を受けている無線設備については、検査不要となる。また、特定無線局の無線設備は、包括免許制度を利用した申請が可能となる。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件について個別に審査を行う必要がないため、審査に係る負担が減少する。 ・技術基準適合証明制度を活用により、検査を実施する負担が減少する。 ・包括免許制度を利用することにより、免許申請の審査に係る負担が減少する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたって技術基準や運用条件等が明確になっているため、申請に係るコストが軽減される。 ・包括免許制度を活用することにより、個別に申請を行う必要が無くなることから、申請に係るコストが軽減される。
	その他の負担(社会コスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・電波の共用等が能率的に行われぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請から免許までの手続きが簡素化されることにより迅速な事業展開が可能となり、サービス享受者が本システムを導入することが容易になる。
各選択肢間の比較	本システムの技術基準を設定することにより、電波の能率的な利用を図りつつ、固定衛星業務の人工衛星局と通信でき、これまでの海上移動衛星業務を行う他の無線局に比べて情報速度が格段に速く、海上において高速ブロードバンドでインターネット等を快適な環境で利用することができるようになる。したがって、選択肢2を選択した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。		
備考	第29回情報通信審議会情報通信技術分科会(H16.11.29)において「船上地球局による高速・大容量海上衛星通信システムの技術的条件(諮問第2016号)」を答申。		